

火山活動が活発化した場合の避難計画（火口周辺地域）の概要

1 計画策定の趣旨等

- 平成26年9月の御嶽山噴火災害等を踏まえ、平成27年12月に活火山法が改正。
「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」により、住民や登山者等の避難を混乱なく迅速に実施するため、各火山防災協議会において「火山単位の統一的な避難計画」の策定することを義務付け。
- 避難計画で定める事項について、県及び市町村の地域防災計画や防災関係機関の防災業務計画等に反映することにより、実効性のある警戒避難体制を推進。

2 本計画における対象事項

- 避難対象：火口周辺に存在する登山者・観光客、観光施設職員、山小屋の管理者等
- 災害規模：噴火警戒レベル2（火口周辺規制）及び噴火警戒レベル3（入山規制）
- 記載事項：火山の活動状況に応じた防災体制、情報収集・伝達、避難誘導、立入規制、救助活動体制等

3 避難計画の策定経過

- ・平成29年 7月 内閣府避難計画策定支援事業の実施団体に選定
- ・平成29年10月 火口地域周辺における避難計画の協働検討を開始
- ・平成30年 2日 前回の火山防災協議会（2/27）において、作成状況を報告
- ・平成30年 3月 各火山防災協議会委員に対する意見等照会（第1回）
- ・平成30年 4月 各火山防災協議会委員に対する意見等照会（第2回）
- ・平成30年 5月 火山防災協議会において最終案を協議（本日）

4 今後の取組

- 各火山において課題となっている事項について、関係機関で対応方針を協議・検討し、計画の見直しを要する内容については、火山防災協議会において協議していく。
- 当該計画に基づく警戒避難体制を実効性のあるものとするため、防災啓発や防災訓練の企画・実施、危険周知のための情報伝達手段等、具体的な火山防災対策について、火山防災対策検討ワーキンググループ等において検討を進める。
- 融雪型火山泥流を想定した住民等の避難計画（噴火警戒レベル4及び5発表時の避難対応等）については、今年度に策定作業に着手する。
(平成29年度に引き続き、内閣府避難計画策定支援事業に応募予定。)